

判断力の不十分な人が契約した場合の特別法による配慮について

意思能力とは、自分の行為の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定をする精神的な能力のことです。意思能力がない人が行った契約や遺言などの法律行為は無効ですが、意思能力の有無の判断は極めて難しく、契約などの無効を主張することは困難です。意思能力が十分でない人には、一人で有効な法律行為ができる場合を制限して保護する必要があります。(成年後見制度の利用など)

○特別法による配慮

特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売において「老人その他の者の判断力の不足に乗じて契約を締結させること」があった場合には、事業者は是正または改善措置を命じられることがあるとされています。また、訪問販売においては、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える販売（過量販売）がなされた場合は契約を解除できるとされています。

金融商品取引法では、金融商品の取引業者は顧客の知識、経験、財産の状況及び契約目的に照らして不適切な勧誘を行うことがないように業務を行わなければならないとされています。

このように事業者には、顧客の契約への適合性に配慮する義務があり、違反した場合には違法とされることがあります。

解約ができる場合がありますので少しでも不安に感じた場合や強引に契約を迫られた場合は、ひとりで悩まず早めに相談しましょう。

【お問合せ】 むつ市消費生活センター（むつ市役所産業振興課内）

☎ 22-1353 または ☎ 22-1111（内線2654・2655）

＜土曜・日曜・祝日は消費者ホットライン ☎ 188へおかけください＞

インターネット公売のお知らせ

県では、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションを利用して、県税滞納者から差し押さえした財産の売却を行う「インターネット公売」を実施しています。不動産をはじめ、自動車や貴金属、携帯型ゲーム機などが公売の対象となり、落札されており、青森県以外にも全国の地方自治体から多数出品されていますので、ぜひご参加ください。

公売に参加するためには、ヤフー株式会社のIDを取得し、メールアドレスの認証が必要になります。

詳しくは、県税ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>) をご覧になるか、地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部 納税管理課

☎ 22-8581（内線210、211）

国民健康保険税（第1期）、
後期高齢者医療保険料（第1期）の納期は、

7月31日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課税務係までご相談ください。